

# 第8回教育委員会会議

令和7年6月24日  
午後3時30分  
本庁舎第11共通会議室

案 件

議案第47号

福島区の学校選択制における方針の一部修正について

## 福島区の学校選択制における方針の一部修正について（案）

### 1 改正する制度

令和7年2月25日に開催された第3回教育委員会議案第17号（就学制度の適正運用にかかる検討方向について）で議決された基本的方針に基づき検討した結果、鷺洲小学校について、原則、学校選択制の選択範囲から除くべく、学校選択制の取扱いを変更する。

### 2 改正時期

令和7年7月1日

令和8年4月入学者より適用

### 3 改正理由

鷺洲小学校は、令和6年5月1日時点で児童数881名、通常学級数が26学級となる大規模校である。児童一人当たりの運動場面積は7.2㎡と国の基準を下回り狭隘な状態にあることから、休み時間は各学年に割り当てられた時間帯のみの使用となったり、体育授業も内容によっては学年全体での授業が行えない状況となっている。運動会も午前と午後の2部制で種目数も減らして実施したり、入学式は、講堂に一度に収容できないため2部制で短時間で実施している。加えて、今後も大規模なタワーマンションが完成予定で、児童数のさらなる増加が見込まれており、特別教室を普通教室に転用する必要があるなど、学校規模の大きさに起因する様々な課題が生じている。在校生の教育環境保障の観点から、学校選択制の受入抑制を行うことにより児童数を低減させ、教育環境の改善を図る。

### 4 改正内容

福島区の小学校では、中学校区を選択範囲とするブロック選択制での学校選択制を導入しているが、在校生の教育環境を保障するため、鷺洲小学校については、令和8年4月入学者より選択可能校の対象外とし、通常学級数が適正規模の23学級となるまでの間、学校選択制における受入れを抑制する。ただし、5年を目途に見直しを行うこととする。

なお、受入抑制期間中であっても、当該学校に姉か兄が在学し、引き続きその学校に在学する場合は、その弟や妹については選択可能とする。ただし、必ずしも当該学校への入学を保障するものではない。

## 学校選択制抑制校（福島区）

基準日	令和6年5月1日	抑制対象校	鷺洲小学校				
基礎データ	児童数	881 人	普通教室数	29 教室	学級数計(ア～エ)	36	学級
	運動場面積	6,360 m <sup>2</sup>	通常学級数(ア)	26 学級	特別支援学級数(イ)	9	学級
	(学校設置基準による運動場面積 ※1)	(7,200) m <sup>2</sup>	通級指導教室学級数(ウ)	1 学級	その他(エ) (日本語指導教室等)	0	学級
学校選択制受入抑制フローチャート項目の該当状況	ア 関係	現在の25学級以上の大規模校である		該当		○	該当
	イ 関係	①	(上記ア該当の場合) 将来推計により過大規模校になる見込みがある、または既に過大規模校である	該当 (令和8年度過大規模校になる見込み)		○	1 項目以上 該当
			(上記ア非該当の場合) 将来推計により大規模校になる見込みがある	—			
		②	教室(普通教室)不足となる見込み	該当 (令和7年度教室不足の見込み)		○	
		③	運動場狭隘(基準の半分以下)	非該当 (7.2m <sup>2</sup> /人)			
	④	施設の増改築ができない	該当 ・近隣に活用可能な土地がない ・学校敷地内に増築すれば、運動場の狭隘化がさらに進む		○		
ウ 関係	①	特別教室をすでに転用している、または、転用しなければならないなど学習環境に影響がある	該当 ・将来推計における児童数の増加により、特別教室を普通教室に転用しなければ、児童を受け入れることができない。		○	2 項目 該当	
	②	学校実情に応じた、学校運営上の課題がある	該当 (詳細は校長副申書のとおり)		○		
選択制抑制	開始時期		令和8年4月入学者				
	抑制期間		通常学級数が23学級となるまで				

※1 小学校：児童一人当たり10m<sup>2</sup>目安（①児童数240人以下(2,400m<sup>2</sup>)、②児童数241～720人（児童数×10m<sup>2</sup>）、③児童数721人以上(7,200m<sup>2</sup>）

※2 ただし、5年を目途に見直しを行う。

令和7年5月15日

福島区担当教育次長  
工藤 誠 様

大阪市立鷺洲小学校  
校長 川西 邦彦

副申書（学校選択制の受入抑制）

学校選択制の受入抑制につきまして、次のとおり副申します。

記

- 1 児童数、学級数、運動場等の学校施設の状況について  
本校は、令和7年5月1日時点で児童数948名、学級数29学級（特別支援学級数を除く）となっている。  
現在、大規模校であるとともに、運動場面積は6,360㎡であり、児童一人あたり約6.7㎡となっており、児童一人あたりの運動場面積が国の基準を大幅に下回っている。
- 2 学校の収容等による課題について  
(運動場の狭隘化)
  - ・ 運動場については、児童急増により校舎の増築をしたため、運動場面積については6,360㎡、児童一人あたり約6.7㎡と国の基準（約10㎡）の6割程度しか満たしていない状態となっている。
  - ・ 児童数に比べて運動場も広さが十分でないため、ベースボール型のゲームやサッカー型のゲームなど広いコートが必要な授業の場合、1学年全体で体育授業等を行えないなど教育活動に支障が出ている状態である。また、教育委員会施設整備課の推計によると、児童数の増加が今後も続くことが見込まれている。(特別教室から普通教室へ転用)
  - ・ さらに普通教室の不足が見込まれるため、令和8年度までに音楽室等の特別教室を普通教室に改造することになっている。
- 3 学校運営への影響及び課題について  
(児童の運動量確保及び安全面について)

- ・ 児童が休み時間に運動場を使用し体を動かすことができる時間は、曜日によって決まっており、各学年に割り当てられた時間帯だけとなっている。また、運動場を二分割し、鬼ごっこなどをするスペースとドッジボールなどのボールを使う遊びのスペースを分けて衝突などのけがを防いでいる。しかし、その機会においても多くの児童と一緒に過ごすことで、児童同士の接触や、遊具などでのけがが生じている。安全管理のため、休み時間にはできるだけ教職員と一緒に遊ぶようにしている。

(入学式・運動会の運営について)

- ・ 入学式については、児童と保護者2名に制限しても全員を一度に収容することができないため、午前中の2部制で実施しており、児童にとっては形式的な短時間の入学式になってしまっている。
- ・ 来年度以降、卒業式についても2部制にすることを検討している。
- ・ 秋に実施する運動会について、全校児童が運動場に出て観覧するスペースと保護者が観覧するスペースを確保することが難しく、運動場にて全児童が集合し実施することができない。そのため、午前・午後と2部制をとっており、開会式と閉会式どちらかへの参加になったり、種目数が少なくなったりして、児童にとって十分満足できるプログラムにはなっていない。

(全校朝会・児童集会の運営について)

- ・ 月曜日の全校朝会、金曜日の児童集会は、一度に講堂に入れられないため、晴れの日以外は、Teamsを利用してオンラインで実施しており、限られた内容の集会活動しか行うことができない。
- ・ これ以上児童が増えると、緊急で全校一斉に集合することができないなど、活動が制限される。

(マンションの建設予定について)

- ・ 今後も校区内に大規模なタワーマンションが完成する予定で、教育委員会施設整備課の推計によると、今後も児童数の増加傾向は続き、令和12年度には1.2倍になることが見込まれている。

#### 4 受入抑制について

上記のことから、本校では、学校選択制の受入抑制を令和8年4月から開始する必要があると考える。ただし、本校に兄弟が在学している場合は、その弟や妹を受入抑制の対象から除外することはやむを得ない。

なお、学校選択制の再開については、5年後を目途に区の教育担当と協議し、児童数の推計を踏まえ検討いただきたい。

## 福島区の学校選択制実施内容

### 太字下線部変更箇所

#### 1 実施時期

制度導入：中学校は平成 26 年 4 月入学者から、  
小学校は平成 27 年 4 月 1 日入学者から

**制度改正：令和 8 年 4 月入学者から**

#### 2 類型

中学校「自由選択制」、小学校「中学校区によるブロック選択制」を実施する。

#### 3 基本内容

##### (1) 選択の機会・対象者

- ・区内在住者については、小学校または中学校に入学する際の 1 回のみとする。
- ・区外からの転入者は、転入時に選択範囲の学校の中から受け入れに余裕のある学校を選択できる。

##### (2) 選択できる範囲

- ・福島区内での学校選択とする。ただし、小学校は住所地の中学校区内の小学校とする。
- ・**鷲洲小学校については、在学中の児童の学校教育への影響を考慮し、別紙のとおり令和 8 年 4 月入学者より当面の間、選択可能校の対象外とする。ただし、当該学校に姉か兄が在学し、引き続きその学校に在学する場合は、その弟や妹については選択可能とする。なお、必ずしも当該学校への入学を保障するものではない。**

##### (3) 各学校における受け入れ

- ・学校施設（教室数）の収容面で通学区域外からの受け入れが可能な学校を対象に実施する。なお、収容対策上、通学区域外から受け入れできない学校がある場合には、受け入れ制限を行うことがある。
- ・実際の受け入れ人数は、毎年度、各学校の受け入れ人数と学級数をあわせて公表し、年度途中で学級数が増えないように、年度途中の転入者や指定校変更の人数を受け入れることを考慮する。なお、年度途中の転入者の算定については、各学校の過去の実績を精査し、必要な人数にとどめる。
- ・受け入れ可能な学級数は、必ず入学を保障する通学区域内の就学予定の児童生徒の学級数に 1 学級分の増加を上限とする。
- ・学校選択による児童生徒数の増加を理由とした校舎の増築等の対応は、原則として行わない。

##### (4) 学校選択の希望調査

- ・毎年 8 月末頃、翌年度入学予定者全員に、学校案内の冊子、学校希望調査票を送

付する。

- ・翌年度入学予定者は、定められた期間内に希望調査票を区役所に提出する。希望調査票は提出を原則とする。ただし、期限内に保護者から提出がなかった場合には、通学区域の学校に希望があったものとみなす。この取扱いについては、あらかじめ保護者に周知する。
- ・希望順位をつけて、第2希望まで複数校を希望できるようにする。
- ・希望調査の結果は、ホームページ等で公表する。
- ・1週間程度の希望変更期間を設け、変更を受け付ける。変更申請を加えた希望調査の結果をホームページ等で公表する。

#### (5) 抽選

- ・選択希望者が多く各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、通学区域内の児童生徒は必ず就学できることとし、通学区域以外からの希望者を対象として、公開抽選により入学者を決定する。
- ・選択した通学区域外の学校に姉や兄が在学し、引き続きその学校に在学する場合は、弟や妹がその学校を希望するとき、抽選において優先扱いとする。
- ・選択希望した学校に抽選等で入れなかった場合であっても、通学区域の学校への就学を必ず保障する。
- ・当選しなかった場合は、補欠として順位をつけて登録する。
- ・抽選実施校については、国立や私立の学校に入学する児童生徒等の数に応じて、小学校は2月上旬ごろまで、中学校は2月中旬ごろまでに補欠者の繰り上げを行う。

#### (6) 選択における優先

次に掲げる項目に該当する児童生徒については、選択する際に優先扱いとする。

##### (a) 通学区域内に居住

通学区域内に居住する児童生徒が、住所地の通学区域の学校を希望する場合、必ず入学できるという運用を行う。

##### (b) きょうだい関係

選択した通学区域外の学校に姉や兄が在学する弟や妹については、姉や兄と同じ学校を希望する場合には抽選において優先扱いとする。

#### (7) 通学

- ・小中学校ともに通学時の安全確保は保護者の責任となり、学校の選択を希望する際は、通学距離等、通学の負担や安全を十分に考慮する。
- ・通学方法は原則徒歩とし、自転車の利用は禁止する。また、やむを得ず公共交通機関を利用する場合の料金等は自己負担とする。

### 4 制度の公平・公正な運用の確保

- ・福島区においても、現在、適正就学の取組を行っている。学校選択制実施後も生活実態のない住所地に住民登録を行い、その通学区域の学校に入学するという不適正な就学が行われる可能性があることから、今後も引き続き取組を行っていく。
- ・福島区では、これまで様々な人権問題について正しい理解と認識をもって行動してい

ただけるよう、啓発等の取組を行ってきており、今後も引き続き取り組む。

#### 5 学校選択のための情報提供

- 子どもや保護者に制度の内容や手続きについて、丁寧な周知を図り、制度内容を理解してもらえるように、教育委員会と連携して取り組む。
- 学校選択制の制度内容や手続き、各小中学校の教育目標や教育活動の内容等を紹介した学校案内の冊子を作成し、翌年度の入学予定者全員に配布する。
- その他、学校の情報発信のサポートに取り組む。